

令和2年10月29日

令和2年度司法修習生採用選考要項

最高裁判所

最高裁判所は、裁判所法（昭和22年法律第59号）第66条の規定に基づき、令和2年度司法修習生採用選考を次のとおり実施する。

1 採用選考審査基準

別紙のとおり

2 選考の内容、期日及び場所

(1) 内容及び方法

ア 書面審査 選考申込書等の提出書類の記載により、採用選考審査基準を満たすかどうかを審査する。

イ 健康診断 選考申込書等の提出書類の記載により、修習に耐えられる健康状態かどうかを判定する。

なお、精密検査が必要と判定された場合等は、追加書類の提出や、最高裁判所での健康診断の受検を求める場合がある。

ウ 面接 ア、イの結果、必要があると認めた場合に実施する。

エ その他 選考申込書等の提出書類の記載事項について調査を行う。

(2) 面接の期日、場所等

期日 令和3年3月2日（火）

場所 最高裁判所（東京都千代田区）又は司法研修所（埼玉県和光市）

面接対象者には、令和3年2月19日（金）頃に、出頭場所・時刻等を記載した面接通知書を送付する。

ただし、実施上のやむを得ない事情により、期日又は場所を変更する場合がある。

3 採用の内定及び発令

(1) 採用内定等 申込者に対しては、採用内定通知書又は内定留保通知書を令和3年2月19日（金）頃に、送付する。

なお、採用申込みに当たって虚偽の申告をした等の場合には、別紙司法修習生採用選考審査基準2(1)工及び(3)等に該当するものとして採用内定後に内定が取り消され、不採用となることがある。

内定留保者のうち、不採用となった者に対しては、不採用通知書を送付する。

(2) 採用発令日 令和3年3月31日（水）

4 選考の申込方法等

(1) 申込方法

申込書を申込受付期間内に速達書留郵便で、(5)の申込先に郵送する。

封筒の表に「司法修習生採用選考申込書在中」と朱書きする。

(2) 申込受付期間

令和3年1月20日（水）から同月27日（水）まで（1月27日までの消印のあるものに限り受け付ける。なお、申込受付期間を遵守しなかった場合には、別紙司法修習生採用選考審査基準2(3)に該当するものとして不採用となることがある。）

(3) 提出書類

申込みに当たっては、申込書のほか、次に掲げる書類を提出する。

なお、申込み後、申込書の記載事項に変更が生じた場合には、遅滞なく書面で(5)の申込先に届け出ること。

ア 司法試験、旧法の規定による司法試験の第二次試験、旧司法試験の第二次試験、高等試験司法科試験又は司法官試補及弁護士試補タル資格ノ特例ニ関スル法律に規定する銓衡委員会の銓衡の合格証書のコピー（平成27年度から令和2年度の司法試験合格者を除く。）

イ 戸籍抄（謄）本又は本籍地及び戸籍筆頭者が記載された住民票の写し（日本国籍を有しない者については、国籍等、外国人住民となった年月日及び在留資格等が記載された住民票の写し）

ウ 学校の成績証明書

- ・ 法科大学院の成績証明書
- ・ 大学及び大学院の成績証明書（在籍した（退学を含む。）全ての大学及び大学院、教養学部の成績証明書を含む。）

エ 学校の卒業（退学）年月を証する書面（ウに同年月の記載がある場合は不要）

オ 退職証明書（申込日現在で在職している者及び申込日以降就職した者）

(4) 申込書等用紙の入手方法

申込書等用紙は、次の方法により令和2年12月8日（火）から令和3年1月27日（水）まで入手することができる。

ア ウェブサイトからダウンロードする方法

最高裁判所ウェブサイト(<https://www.courts.go.jp/saikosai/>)からダウンロー

ドすることができる。

イ 来庁による方法

最高裁判所並びに大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌及び高松の高等裁判所において、来庁者に対して交付する（いずれも土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）。

ウ 郵送による方法

（5）の申込先に、用紙の送付を希望する者の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒（角形2号：長さ33cm、幅24cm程度）に540円相当の郵便切手を貼付したものを作成する（返信用封筒を送付する際の封筒には、「採用選考申込書類請求」と朱書きする。）。

（5） 申込先

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局人事局任用課試験係

電話 03(3264)8111（代表）

【参考・修習給付金関係及び修習専念資金貸与関係】

司法修習生には、その修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、修習給付金が支給される。

また、申請により修習専念資金が貸与される。

なお、詳細は、最高裁判所ウェブサイト(<https://www.courts.go.jp/saikosai/>)を参照のこと（令和3年1月下旬頃に掲載予定である。）。

問合せ先

修習給付金（基本給付金・住居給付金）及び修習専念資金

司法研修所（総務課人事係） 電話 048(235)8971（直通）

修習給付金（移転給付金）

司法研修所（経理課経理係） 電話 048(235)8973（直通）

（採用選考申込みに関する問合せは、4の（5）の申込先にすること。）

(別紙)

司法修習生採用選考審査基準

司法修習生の採用選考における審査基準を下記のとおりとする。

記

- 1 次に掲げる者から司法修習生採用選考の申込みがあった場合には、2に該当するときを除き、司法修習生として採用する。
 - (1) 司法試験法（昭和24年法律第140号）による司法試験に合格した者
 - (2) 司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成14年法律第138号。以下「改正法」という。）による改正前の司法試験法の規定による司法試験の第二次試験又は改正法附則第7条第1項の規定により行われる司法試験の第二次試験に合格した者
 - (3) 高等試験令（昭和4年勅令第15号）による高等試験司法科試験に合格した者
 - (4) 司法官試補及弁護士試補タル資格ノ特例ニ関スル法律（昭和20年法律第28号）に規定する銓衡委員会の銓衡を経た者
- 2 司法修習生採用選考申込者に次に掲げる事由があると認めるときは、これを不採用とする。
 - (1) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 心身の故障により修習をすることが困難である者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられた者
 - ウ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - エ 品位を辱める行状により、司法修習生たるに適しない者
 - オ ア又はエに準ずる事由がある者
 - (2) 司法修習生であった者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア 成績不良（裁判所法（昭和22年法律第59号）第67条第1項の試験の不合格を除く。）により修習をすることが困難である者
 - イ 修習の態度の著しい不良により、司法修習生たるに適しない者
 - ウ 裁判所法第67条第1項の試験に連続して3回合格しなかった者（再度司法試験法による司法試験に合格した者を除く。）。ただし、病気その他やむを得ないと認められる事情により、裁判所法第67条第1項の試験の全部又は一部を受験することができなかつた場合には、当該試験については、受験回数として数えないものとすることができる。
 - エ ア又はイに準ずる事由がある者
 - (3) 司法修習生採用選考要項において定める手続を遵守しなかつたこと。